

## 児童相談所一時保護所の現状と課題

花園大学 和田一郎

## 1. 一時保護所の現状

- ・ 都市部と地方では、在所児童数、業務量の差が大きい。
- ・ 児童指導員、保育士、学習指導員、心理職員、当直職員など、一時保護所の業務にあたる職員の非常勤の割合が高い。
- ・ 情緒行動面に課題を抱える児童の入所が多くなっている。
- ・ 県単独費用などにより、退所支度費がでる自治体など、細かな部分でサービスに差が見られている。
- ・ 一時保護の対象となる児童の多い自治体においては、一時保護所の短期治療的な機能が果たせなくなっている。

## 2. 一時保護所の課題

## (1) ニーズに見合った質と量の確保がなされていない。

(例) 夜間当番(一時保護所職員が通告等を受理する)、年長児童の入所、児童養護施設基準を準用した組織体制

- ・ ケアの質を保証する前提となる、予算・人事体制・研修体制がまちまちで、最低限度としての共通した研修内容が構築されていない。
- ・ ケアワーカーに求められる具体的知識技能の明示。(児童福祉司は研修内容が非常こと細かく提示されている。なぜ一時保護所のケアワーカーには、そのようなフォーマットがないのか?)
- ・ SV体制が不十分である。まったく専門知識や実践経験のない一時保護所の部門の長が配置されることもある。交代制勤務であることから、相談部門以上にチームアプローチの重要性が増し、SVの重要性は高い。SVの研修も少ない。
- ・ ソーシャルアドミニストレーションを理解実践できる管理職が少ない。現状では児童相談所長は施設管理運営の研修がされていない。
- ・ 国が、個別対応職員の規定をしたことから、逆に個別対応が懲罰的・謹慎的に活用されており、国が想定したと思われる使われ方でない使われ方をしている一時保護所もあり、権利擁護上、問題が残る。
- ・ 一時保護所独自の職員配置の最低基準。児童養護施設最低基準の職員数+特別支援学級の教員数が最低ラインと考えられる。さらに、時間帯ごとの職員数の確保も標準化する必要がある。

## (2) 混合処遇の問題

- ・ 運営指針や虐待対応の手引きなどが「混合処遇の不適切さ」を指摘してきたが、混合処遇が不適切なのではなく、個に応じた真の意味の個別対応ができない建物構造や職員体制、職員の専門性の欠如とともに、大規模一時保護所が存在するところが大きな問題である。

- ・ 混合処遇を非行児や被虐待児が一緒という意味合いで使われてきているが、問題は「社会から守られるべき環境の子ども」(社会との交流が管理されている)と「社会に開かれた中ですごさせるべき子ども」が一緒に生活をしているという視点が必要である。

### 3. 今後の一時保護所の在り方について

- (1) 抽象的表現でない具体的表現としての強化プランの提示により、一時保護所の改善の像を明らかにする必要がある。  
*(例) 児童相談所運営指針(一時保護所部分)の見直し、教育を受ける権利の保障(学習指導員の正規化)、学習・保育内容の見直し、質の客観性・処遇の標準化・向上を図るために第三者制度を設ける、行動観察の視点・書式の改良、客観的・科学的なアセスメントツールの開発。*
- (2) 個々の児童の状況に応じた支援を可能にするためにも、専門性の高い職員の養成、正規専門職の増員、一時保護所自体の環境改善が求められる。また、一時保護の対象となる児童が増加している自治体においては、緊急一時保護ユニットや1児童相談所1一時保護所の開設(必要により、1児童相談所2以上の一時保護所も検討)、一時保護委託の推進など、量的な拡充も求められる。
- (3) 一時保護所に入所する児童の特性に合わせた設備及び運営に関する新たな基準づくり。様々な背景、個別の事情に配慮した保護が可能となるように一時保護所の量的な拡充と個別的、治療的なケアが可能な人員の増加が求められる。
- (4) 児童相談所の専門性が問われる部門であることの確認と徹底(政策側、管理者側に「短期間だけ過ごす施設なのだから」という意識がなかったか)。
- (5) 社会診断、心理診断、行動診断それぞれが影響しあい、真の総合診断に基づくソーシャルワークが行われるためには、この3部門の日常的な連携(情報交換、各部門の診断の再点検、その後のソーシャルワークの方向性や適切性担保のための役割分担など)が必須。1児童相談所・1一時保護所体制。・小規模化、家庭的養護化・3部門の長の同一職階化。
- (6) 建物に関しては、機能別かよりも多目的空間化と、生活者としての子どもとその支援者としてのケアワーカーの視点と生活導線を考えた各室の配置(多くの一時保護所が学校のように、一直線の廊下の両側に、機能別の部屋をただ順番に配置したところが多い)
- (7) 優れた実践をしているところは、児童心理治療施設や児童自立支援施設の待機の間にも、さまざまな工夫をして急性期の治療的かわりを成し遂げおり、事実上の治療施設として機能している現実がある。こうした実践は、24時間同一の職員集団によるケアの効果である。児童養護施設への委託一時保護は、ここが最大の課題になると考えられる。
- (8) 交代制の勤務であり、研修がしにくい環境であるが、職員のスキルを向上させるためにも、児相研修に多い従来型の知識詰め込み研修ではなく、実践を伴った研修を多く取り入れることが望ましい。

※本資料の作成には、群馬医療福祉大学茂木健司先生(全国児童相談所一時保護所研究会)、会津大学短期大学部鈴木勲先生のご協力の上、作成をした。